

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p>I-3-5-3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法等に基づき公的資本増強等を受けた金融機関等に対するフォローアップとの関係</p> <p>(3) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という。)に基づき公的資本参加を受けた金融機関に対するフォローアップ事務については、本監督指針に基づき行う(Ⅲ-4-15参照)。</p> <p>銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>－4 銀行法等に係る事務処理</p> <p>－4-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>(1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p><u>(注3) 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結の媒介を行う業務、算定割当量に関する取引のコンサルティング業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p>－4-7 子会社等</p>	<p>I-3-5-3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法等に基づき公的資本増強等を受けた金融機関等に対するフォローアップとの関係</p> <p>(3) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という。)に基づき公的資本参加を受けた金融機関に対するフォローアップ事務については、本監督指針に基づき行う(Ⅲ-4-16参照)。</p> <p>銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>－4 銀行法等に係る事務処理</p> <p>－4-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>(1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>－4-7 子会社等</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="174 228 748 256">- 4 - 7 - 3 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p data-bbox="161 300 1104 512">(1) 金融商品取引法等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第 17 条の 5 第 2 項第 5 号(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準)における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する金融商品取引業者との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul data-bbox="212 555 1104 767" style="list-style-type: none"> ・銀行は、その関係金融商品取引業者(当該銀行等が金融商品取引業者の親銀行等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 5 項に規定する親銀行等をいう。)又は子銀行等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 6 項に規定する子銀行等をいう。)に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。)との間において、金融商品取引法第 44 条の 3 の規定により禁止されている行為に関与していないか。 <p data-bbox="161 810 1104 1385">(2) 銀行がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務(以下本項において「内部管理に関する業務」という。)について金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 7 号に規定する行為を行う場合には、当該関係金融商品取引業者が金融商品取引法第 44 条の 3 の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p>	<p data-bbox="1160 228 1733 256">- 4 - 7 - 3 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p data-bbox="1146 300 2089 512">(1) 金融商品取引法等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第 17 条の 5 第 2 項第 5 号(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準)における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する金融商品取引業者との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul data-bbox="1187 555 2089 767" style="list-style-type: none"> ・銀行は、その関係金融商品取引業者(当該銀行等が金融商品取引業者の親銀行等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項に規定する親銀行等をいう。)又は子銀行等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 4 項に規定する子銀行等をいう。)に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。)との間において、金融商品取引法第 44 条の 3 の規定により禁止されている行為に関与していないか。 <p data-bbox="1146 810 2089 1422">(2) 銀行がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務(以下本項において「内部管理に関する業務」という。)について金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号に規定する行為を行う場合には、<u>登録金融機関である銀行及び当該関係金融商品取引業者において、内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている。</u>一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p>統合する内部管理に関する業務について、銀行が実質的な管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務に係る銀行と関係金融商品取引業者との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行における当該内部管理業務を担当する取締役等（<u>外国銀行支店にあつては支店長、副支店長、管理本部長等当該銀行の営業部門及び当該関係金融商品取引業者から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者。</u>以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係金融商品取引業者の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</p> <p>銀行が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。</p> <p>イ. 担当取締役等は、銀行における内部管理業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、<u>当該銀行の取締役会等（外国銀行支店にあつては本店における自己の職務関係上の上位者又は当該内部管理に関する業務の責任者を含む。以下「取締役会等」という。）</u>や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。</p> <p>ロ. 担当取締役等による営業部門に対するけん制機能が機能しない可能性がある場合には、けん制機能の実効性を確保するための措置が取られているか。例えば、<u>外国銀行支店長が個別の営業部門の役職を兼ね又は実質的に従事している場合に、支店長とは別に管理業務を統括する責任者を営業部門から独立して設置し、当該責任者が支店長に対する報告に加えて取締役会等に対しても直接報告する態勢をとっているか。</u></p> <p>ハ. (略)</p>	<p>統合する内部管理に関する業務について、銀行が実質的な管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務に係る銀行と関係金融商品取引業者との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行における当該内部管理業務を担当する取締役等（以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係金融商品取引業者の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</p> <p>銀行が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。</p> <p>イ. 担当取締役等は、銀行における内部管理業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、<u>当該銀行の取締役会等や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。</u></p> <p>ロ. 担当取締役等による営業部門に対するけん制機能が機能しない可能性がある場合には、けん制機能の実効性を確保するための措置が取られているか。</p> <p>ハ. (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p>また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 31 第 1 項に基づいて当該銀行に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 31 第 2 項に基づき、当該銀行の子会社たる金融商品取引業者に対しても報告徴求を行うこととする。<u>（外国銀行支店に係る関係金融商品取引業者を除く。ただし、外国銀行支店に係る外国銀行と特殊の関係（施行令第 14 条）のある金融商品取引業者については、法第 48 条に基づき、当該外国銀行支店に対して報告徴求できることに留意する。）。</u></p> <p>イ. ～ニ. （略）</p> <p>－ 4 － 7 － 4 銀行とその関係保険会社の関係</p> <p>保険業法施行規則等において、<u>保険業法第 8 条第 1 項若しくは同法第 100 条の 3 に規定する特定関係者又は同法第 194 条に規定する特殊関係者に金融機関等（同法施行令第 2 条の 3 第 4 項各号に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨にかんがみ、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p>(1) 銀行は、その関係保険会社（当該銀行が保険会社の特定関係者（<u>保険業法第 8 条第 1 項に規定する特定関係者</u>）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第 100 条の 2 に基づく同法施行規則第 53 条の 4 から第 53 条の 6 に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 31 第 1 項に基づいて当該銀行に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 31 第 2 項に基づき、当該銀行の子会社たる金融商品取引業者に対しても報告徴求を行うこととする。</p> <p>イ. ～ニ. （略）</p> <p>－ 4 － 7 － 4 銀行とその関係保険会社の関係</p> <p>保険業法施行規則等において、<u>保険業法第 100 条の 3 若しくは同法施行規則第 53 条の 4 第 2 項に規定する特定関係者又は同法第 194 条に規定する特殊関係者に金融機関等（同法施行規則第 53 条の 4 第 3 項各号に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨にかんがみ、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p>(1) 銀行は、その関係保険会社（当該銀行が保険会社の特定関係者（<u>保険業法施行規則第 53 条の 4 第 2 項に規定する特定関係者</u>）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第 100 条の 2 に基づく同法施行規則第 53 条の 4 <u>及び</u>第 53 条の 6 に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。</p> <p>(2) （略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p>Ⅲ－４－８ 議決権の取得制限</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>－４－１１ 銀行持株会社</p> <p>－４－１１－２ 主な着眼点 銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>リスク管理に従事する役職員は、銀行持株会社又はグループ内の会社において、利益相反となる業務に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>Ⅲ－４－８ 議決権の取得制限</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第16条の3第7項又は法第52条の24第7項に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社のうち、施行規則第17条の2第5項第3号及び第5号から第8号までに掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。</u></p> <p>－４－１１ 銀行持株会社</p> <p>－４－１１－２ 主な着眼点 銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>グループ全体の顧客の利益の保護のための体制の構築(Ⅲ－４－１２参照)に責任のある役割を果たしているか。</u></p> <p>－４－１２ <u>顧客の利益の保護のための体制整備</u></p> <p>－４－１２－１ 意義 <u>利益相反の弊害は、銀行・証券会社間だけに生じる問題ではなく、銀行(グループ)内の部門間、又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれとの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
	<p>整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</p> <p>したがって、より広範な業務を展開する金融グループにあっては、銀行・証券会社間に限らず、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</p> <p>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、銀行又は同一金融グループにおけるレピュテーション・リスクについても配慮する必要がある。</p> <p>一方、銀行等のグループ会社の中には、当該銀行等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、銀行等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、銀行等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</p> <p>－ 4 － 1 2 － 2 主な着眼点</p> <p>(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等</p> <p>利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</p> <p>利益相反を特定するプロセスは、銀行や銀行のグループ内会社等の業務内容、規模・特性を反映したものとなっているか。</p> <p>また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</p> <p>(2) 利益相反管理の方法</p> <p>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
	<p><u>部門の分離（情報共有先の制限）</u> <u>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</u></p> <p><u>取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止</u> <u>取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあたり、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。</u></p> <p><u>利益相反事実の顧客への開示</u> <u>顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む）等を明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとなっているか。</u></p> <p><u>(3) 利益相反管理態勢等</u> <u>利益相反を管理・統括する部署（以下、「利益相反管理統括部署」という。）を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。</u></p> <p><u>利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や従業員の意識の向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。</u></p> <p><u>利益相反管理統括部署は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p>Ⅲ-4-12</p> <p>Ⅲ-4-12-1、Ⅲ-4-12-2</p>	<p><u>利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた社内規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。</u></p> <p>(4) <u>利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</u></p> <p><u>利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む）や管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む）、管理対象の範囲等が明確化されているか。また、当該管理方針は、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模等が十分に反映されているか。</u></p> <p><u>利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、顧客等に対して十分に伝わる方法となっているか。</u></p> <p>- 4 - 1 2 - 3 <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、顧客の利益の保護のための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 24 条に基づき報告を求めるものとする。その結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第 26 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p><u>その際、利益相反による弊害の発生を認識しているにもかかわらず、その解消に向けた具体的な取組みを行わないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 26 条に基づく（業務改善に要する一定期間に限った）業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p>Ⅲ-4-13</p> <p>Ⅲ-4-13-1、Ⅲ-4-13-2</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p>Ⅲ-4-<u>12</u>-2-1 事業会社等による銀行主要株主認可申請</p> <p>(3) 事業会社等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。 事業会社等の経営体制、当該事業会社等が主要株主基準値以上の議決権を保有する銀行(以下Ⅲ-4-<u>12</u>において「子銀行等」という。)に係る経営管理態勢にかんがみ、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</p> <p>Ⅲ-4-<u>12</u>-2-2</p> <p>Ⅲ-4-<u>12</u>-3</p> <p>Ⅲ-4-<u>12</u>-4 既存銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可について</p> <p>(1) 上記Ⅲ-4-<u>12</u>-1からⅢ-4-<u>12</u>-3の観点、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可に係る審査についても、基本的に適用することとし、銀行主要株主認可等の過程において深度あるヒアリングを行い、十分な検証を行うものとする。</p> <p>(2) また、上記Ⅲ-4-<u>12</u>-1からⅢ-4-<u>12</u>-3に掲げた主な着眼点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p> <p>Ⅲ-4-<u>12</u>-5</p> <p>Ⅲ-4-<u>13</u>、Ⅲ-4-<u>14</u></p>	<p>Ⅲ-4-<u>13</u>-2-1 事業会社等による銀行主要株主認可申請</p> <p>(3) 事業会社等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。 事業会社等の経営体制、当該事業会社等が主要株主基準値以上の議決権を保有する銀行(以下Ⅲ-4-<u>13</u>において「子銀行等」という。)に係る経営管理態勢にかんがみ、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</p> <p>Ⅲ-4-<u>13</u>-2-2</p> <p>Ⅲ-4-<u>13</u>-3</p> <p>Ⅲ-4-<u>13</u>-4 既存銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可について</p> <p>(1) 上記Ⅲ-4-<u>13</u>-1からⅢ-4-<u>13</u>-3の観点、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可に係る審査についても、基本的に適用することとし、銀行主要株主認可等の過程において深度あるヒアリングを行い、十分な検証を行うものとする。</p> <p>(2) また、上記Ⅲ-4-<u>13</u>-1からⅢ-4-<u>13</u>-3に掲げた主な着眼点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p> <p>Ⅲ-4-<u>13</u>-5</p> <p>Ⅲ-4-<u>14</u>、Ⅲ-4-<u>15</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p>Ⅲ-4-<u>14</u>-1 ~ Ⅲ-4-<u>14</u>-4</p>	<p>Ⅲ-4-<u>15</u>-1 ~ Ⅲ-4-<u>15</u>-4</p>
<p>Ⅲ-4-<u>14</u>-5 産活法第3条第2項第3号及び基本指針三.ハ.の共同事業再編の認定の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本指針三.ハ.2.①については、Ⅲ-4-<u>14</u>-2(2)を準用する。</p>	<p>Ⅲ-4-<u>15</u>-5 産活法第3条第2項第3号及び基本指針三.ハ.の共同事業再編の認定の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本指針三.ハ.2.①については、Ⅲ-4-<u>15</u>-2(2)を準用する。</p>
<p>Ⅲ-4-<u>14</u>-6 産活法第3条第2項第4号及び基本指針四.ロ.の経営資源再活用の認定の基準</p> <p>基本指針四.ロ.1.、2.及び3.については、それぞれⅢ-4-<u>14</u>-5(1)、Ⅲ-4-<u>14</u>-2(2)及びⅢ-4-<u>14</u>-2(3)を準用する。</p>	<p>Ⅲ-4-<u>15</u>-6 産活法第3条第2項第4号及び基本指針四.ロ.の経営資源再活用の認定の基準</p> <p>基本指針四.ロ.1.、2.及び3.については、それぞれⅢ-4-<u>15</u>-5(1)、Ⅲ-4-<u>15</u>-2(2)及びⅢ-4-<u>15</u>-2(3)を準用する。</p>
<p>Ⅲ-4-<u>15</u></p>	<p>Ⅲ-4-<u>16</u></p>
<p>Ⅲ-4-<u>15</u>-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(以下Ⅲ-4-<u>15</u>において「府令」という。)第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(2) 府令別紙様式第一号(記載上の注意)7.(1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)8.(1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)」の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占め</p>	<p>Ⅲ-4-<u>16</u>-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(以下Ⅲ-4-<u>16</u>において「府令」という。)第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(2) 府令別紙様式第一号(記載上の注意)7.(1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)8.(1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)」の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占め</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新																																																																																						
<p>る割合」については、以下の点に留意するものとする。 なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下Ⅲ-4-15-1(2)において同じとする。</p> <p>Ⅲ-4-15-2、Ⅲ-4-15-3</p> <p>Ⅲ-4-15-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p>	<p>る割合」については、以下の点に留意するものとする。 なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下Ⅲ-4-16-1(2)において同じとする。</p> <p>Ⅲ-4-16-2、Ⅲ-4-16-3</p> <p>Ⅲ-4-16-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p>																																																																																						
<p>業態別の準用一覧表</p> <p>(摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)</p>	<p>業態別の準用一覧表</p> <p>(摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)</p>																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">準用状況</th> </tr> <tr> <th>信金</th> <th>信組</th> <th>労金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>銀行監督に係る事務処理上の留意点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4 銀行法等にかかる事務処理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4-12 銀行主要株主</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4-13 予備審査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4-14 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4-15 金融機能強化法に関する留意事項</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	準用状況			信金	信組	労金	(中略)				銀行監督に係る事務処理上の留意点				(中略)				Ⅲ-4 銀行法等にかかる事務処理				(中略)				Ⅲ-4-12 銀行主要株主	×	×	×	Ⅲ-4-13 予備審査				Ⅲ-4-14 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項				Ⅲ-4-15 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">準用状況</th> </tr> <tr> <th>信金</th> <th>信組</th> <th>労金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>銀行監督に係る事務処理上の留意点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4 銀行法等にかかる事務処理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4-13 銀行主要株主</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4-14 予備審査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-4-15 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	準用状況			信金	信組	労金	(中略)				銀行監督に係る事務処理上の留意点				(中略)				Ⅲ-4 銀行法等にかかる事務処理				(中略)				Ⅲ-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	—	—	—	Ⅲ-4-13 銀行主要株主	×	×	×	Ⅲ-4-14 予備審査				Ⅲ-4-15 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項			
項 目		準用状況																																																																																					
	信金	信組	労金																																																																																				
(中略)																																																																																							
銀行監督に係る事務処理上の留意点																																																																																							
(中略)																																																																																							
Ⅲ-4 銀行法等にかかる事務処理																																																																																							
(中略)																																																																																							
Ⅲ-4-12 銀行主要株主	×	×	×																																																																																				
Ⅲ-4-13 予備審査																																																																																							
Ⅲ-4-14 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項																																																																																							
Ⅲ-4-15 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×																																																																																				
項 目	準用状況																																																																																						
	信金	信組	労金																																																																																				
(中略)																																																																																							
銀行監督に係る事務処理上の留意点																																																																																							
(中略)																																																																																							
Ⅲ-4 銀行法等にかかる事務処理																																																																																							
(中略)																																																																																							
Ⅲ-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	—	—	—																																																																																				
Ⅲ-4-13 銀行主要株主	×	×	×																																																																																				
Ⅲ-4-14 予備審査																																																																																							
Ⅲ-4-15 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項																																																																																							

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新					
<p>(以下略)</p> <p>V-4-7 監督指針の準用</p> <p>V-4-7-1</p> <p>信用金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで (II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15並びにIV-5-2-4を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>V-5-8 監督指針の準用</p> <p>V-5-8-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I からIVまで (II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15並びにIV-5-2-4を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のII-4及びII-5については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)</p> <p>V-6 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p>	<table border="1" data-bbox="1137 225 2094 331"> <tr> <td data-bbox="1137 225 1211 331"></td> <td data-bbox="1211 225 1720 331">III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項</td> <td data-bbox="1720 225 1845 331">×</td> <td data-bbox="1845 225 1971 331">×</td> <td data-bbox="1971 225 2094 331">×</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p> <p>V-4-7 監督指針の準用</p> <p>V-4-7-1</p> <p>信用金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで (II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16並びにIV-5-2-4を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>V-5-8 監督指針の準用</p> <p>V-5-8-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I からIVまで (II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16並びにIV-5-2-4を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のII-4及びII-5については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)</p> <p>V-6 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p>		III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×
	III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

旧	新
<p>V-6-6 監督指針の準用</p> <p>V-6-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針IからIVまで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、II-4、II-5、III-1-1-2（3）及び（4）、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-6-3（1）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15並びにIV-5-2-4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-3を準用することとする。</p>	<p>V-6-6 監督指針の準用</p> <p>V-6-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針IからIVまで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、II-4、II-5、III-1-1-2（3）及び（4）、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-6-3（1）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16並びにIV-5-2-4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-3を準用することとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新
<p>(新 設)</p>	<p>別紙様式 2 - 8 (銀行持株会社が特例子会社対象会社を持株特定子会社とすること) (第 1 面) 年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>特例子会社対象会社を持株特定子会社 とすることに係る認可申請書</p> <p>○○を持株特定子会社とすることについて、銀行法第 52 条の 23 の 2 第 3 項の規定に基づき、認可を申請いたします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 当該銀行持株会社が行う持株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面 3 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面 4 株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面 <ol style="list-style-type: none"> (1) 株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面 (2) 株式交換契約の内容を記載した書面

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新														
	<p>(3) 株式交換費用を記載した書面</p> <p>5 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</p> <p>6 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面</p> <p>7 当該認可に係る特例子会社対象会社の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面</p> <p>8 当該認可に係る特例子会社対象会社に係る業務の内容を記載した書面</p> <p>9 当該認可に係る特例子会社対象会社に係る最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面</p> <p>10 当該認可に係る特例子会社対象会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面</p> <p>11 その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>別紙様式 2-8 (第2面)</p> <table border="1" data-bbox="1115 1018 2159 1340"> <tr> <td data-bbox="1115 1018 1415 1072">子会社の名称</td> <td data-bbox="1415 1018 2159 1072"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1072 1415 1126">主たる営業所の所在地</td> <td data-bbox="1415 1072 2159 1126"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1126 1415 1181">業務の内容</td> <td data-bbox="1415 1126 2159 1181"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1181 1415 1340">会社の状況</td> <td data-bbox="1415 1181 2159 1340"> <table border="0"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	子会社の名称		主たる営業所の所在地		業務の内容		会社の状況	<table border="0"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table>	(売上高)	(総資産)	(経常利益)	(資本金)	(当期純利益)	
子会社の名称															
主たる営業所の所在地															
業務の内容															
会社の状況	<table border="0"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table>	(売上高)	(総資産)	(経常利益)	(資本金)	(当期純利益)									
(売上高)	(総資産)														
(経常利益)	(資本金)														
(当期純利益)															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新				
	取締役及び監査役の役職名及び氏名 (役員履歴を添付)				
	従業員の数		従業員名		
	総株主等の議決権・保有議決権数の状況		取得前	取得後	増減
		総株主等の議決権	個	個	個
		保有議決権数	個	個	個
		保有議決権割合	%	%	%
	申請理由				
実行予定日		年 月 日 ()			
別紙様式4-1（営業所（支店・出張所）の設置）	別紙様式4-1（営業所（支店）の設置）				
年 月 日	年 月 日				
金融庁長官 ○○○○ 殿	金融庁長官 ○○○○ 殿				
所在地 商号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)	所在地 商号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)				

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧		新																															
<p>〇〇支店設置届出書</p> <p>〇〇支店を設置いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">〇</p>		<p>〇〇支店設置届出書</p> <p>〇〇支店を設置いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">〇</p>																															
<p>(注) 1 記載要領</p> <p style="padding-left: 20px;">出張所の設置の場合は本様式を準用すること</p> <p>2 添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">— 別紙様式4-1の2</p> <p style="padding-left: 20px;">— 設置する営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</p>		<p>(注) 添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">1 別紙様式4-1の2</p> <p style="padding-left: 20px;">2 設置する営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</p>																															
別紙様式4-1の2		別紙様式4-1の2																															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">営業所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	営業所の名称				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">営業所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	営業所の名称																											
営業所の名称																																	
営業所の名称																																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%; text-align: center;">業績予想</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">第1期 百万円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">第2期 百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>損益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>	業績予想		第1期 百万円	第2期 百万円	預金			貸出			損益			人員	人	人	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%; text-align: center;">業績予想</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">第1期 百万円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">第2期 百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>損益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>	業績予想		第1期 百万円	第2期 百万円	預金			貸出			損益			人員	人	人
業績予想			第1期 百万円	第2期 百万円																													
		預金																															
		貸出																															
		損益																															
	人員	人	人																														
業績予想		第1期 百万円	第2期 百万円																														
	預金																																
	貸出																																
	損益																																
	人員	人	人																														
<p>(注) 1 出張所の設置の場合には、「設置予定地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること</p>		<p>(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること</p>																															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新
<p>2 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること</p> <p>3 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p>	<p>2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p>
<p>別紙様式4-2（営業所（支店・出張所）の位置変更）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">○○支店位置変更届出書</p> <p>○○支店の位置の変更をいたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 1 記載要領</p>	<p>別紙様式4-2（営業所（支店）の位置変更）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">○○支店位置変更届出書</p> <p>○○支店の位置の変更をいたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 添付書類</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧							新						
<p>出張所の設置の場合は本様式を準用すること</p> <p>2 添付書類</p> <p>— 別紙様式4-2の2</p> <p>— 位置変更前及び位置変更後の営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</p> <p>別紙様式4-2の2</p>							<p>1 別紙様式4-2の2</p> <p>2 位置変更前及び位置変更後の営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</p> <p>別紙様式4-2の2</p>						
営業所の名称							営業所の名称						
業 績 予 想	実績	前々期	前期	見込	第1期	第2期	実績	前々期	前期	見込	第1期	第2期	
		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円	百万円	
	預金						預金						
	貸出						貸出						
	損益						損益						
人員	人		人		人	人		人		人	人		
<p>(注) 1 出張所の位置変更の場合には、「営業所の原書在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること</p> <p>2 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること。また、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>3 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該当する欄に変更前の内容も記載すること</p>							<p>(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること。また、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>2 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該当する欄に変更前の内容も記載すること</p>						

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新
<p>別紙様式 4-4（営業所（支店・出張所）の廃止）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商 号 代表者 （担当部署、担当者名、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 支 店 廃 止 届 出 書</p> <p>○○支店を廃止いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>別紙様式 4-4（営業所（支店）の廃止）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商 号 代表者 （担当部署、担当者名、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 支 店 廃 止 届 出 書</p> <p>○○支店を廃止いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p>
<p>（注）<u>1</u> 記載要領 <u>出張所の廃止の場合には、本様式を準用すること</u></p> <p><u>2</u> 添付書類 <u>別紙様式 4-4 の 2</u> <u>廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</u></p> <p>別紙様式 4-4 の 2</p>	<p>（注）添付書類 <u>1</u> 別紙様式 4-4 の 2 <u>2</u> 廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</p> <p>別紙様式 4-4 の 2</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧		新	
営業所の名称		営業所の名称	
廃止の日程		廃止の日程	
<p>(注) 1 出張所の廃止の場合には、「営業所の所在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること</p> <p>2 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</p> <p>3 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</p>		<p>(注) 1 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</p> <p>2 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</p>	
別紙様式 4-5（出張所の設置等（半期分届出用））		別紙様式 4-5（出張所の設置等）	
年 月 日		年 月 日	
金融庁長官 ○○○○ 殿	所在地	金融庁長官 ○○○○ 殿	所在地
	商号		商号
	代表者		代表者
	(担当部署、担当者、担当者連絡先)		(担当部署、担当者、担当者連絡先)
出張所設置等届出書（年度半期分）		出張所設置等届出書（年度半期分）	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新																												
<p>標記のことに付いて、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>標記のことに付いて、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p>																												
<p>(注) <u>設置・変更については、別紙様式 4-5 の 2、廃止については 4-5 の 3 を使用すること</u></p>	<p>(注) <u>1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 4-5 の 2）を作成し、個別表（設置については別紙様式 4-5 の 3、位置変更については 4-5 の 4、廃止については 4-5 の 5）も添付すること</u> <u>2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</u> <u>3 添付書類</u> <u>出張所設置の場合、設置する営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</u> <u>出張所位置変更の場合、位置変更前及び位置変更後の営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</u> <u>廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</u></p>																												
<p>別紙様式 4-5 の 2 出張所の設置・位置変更に関する届出書（ 年度 半期分） 金融機関名</p> <table border="1" data-bbox="62 1125 1088 1398"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>設置・変更 年月日</th> <th>理由</th> <th>営業日・営業 時間</th> <th>取扱業務</th> <th>保安管理 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	設置・変更 年月日	理由	営業日・営業 時間	取扱業務	保安管理 状況																						<p>(削除)</p>
名称	所在地	設置・変更 年月日	理由	営業日・営業 時間	取扱業務	保安管理 状況																							

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新																																												
<p>(注) 1 「営業時間」欄は窓口の営業時間とCD等の営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること</p> <p>2 「保安管理状況」欄は、防犯カメラ、警備状況マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>別紙様式4-5の3</p> <p>出張所の廃止に関する届出書（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: right;">金融機関名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 20%;">所在地及び業務承継店</th> <th style="width: 15%;">廃止年月日</th> <th style="width: 15%;">理由</th> <th style="width: 40%;">廃止に伴う措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	名称	所在地及び業務承継店	廃止年月日	理由	廃止に伴う措置																<p>(削除)</p> <p>別紙様式4-5の2</p> <p>出張所の設置・位置変更・廃止に関する届出書 総括表（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: right;">金融機関名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 15%;">設置・位置変更・廃止の別</th> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 20%;">所在地 (位置変更の場合は新旧所在地を記載)</th> <th style="width: 15%;">設置・変更・廃止年月日</th> <th style="width: 30%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	設置・位置変更・廃止の別	名称	所在地 (位置変更の場合は新旧所在地を記載)	設置・変更・廃止年月日	理由																		
名称	所在地及び業務承継店	廃止年月日	理由	廃止に伴う措置																																									
番号	設置・位置変更・廃止の別	名称	所在地 (位置変更の場合は新旧所在地を記載)	設置・変更・廃止年月日	理由																																								

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新																																						
(新設)	<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p>別紙様式 4-5の3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出張所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置予定地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">母店</td> <td style="text-align: center;">名 称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出張所との距離</td> </tr> <tr> <td>設 置 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営 業 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営 業 時 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取 扱 業 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業所の概要</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="width: 70%;">所有・買取・賃借</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td></td> <td style="text-align: right;">新築・買取・賃借</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延面積</td> <td style="text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="text-align: right;">一人当たり 坪</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業室</td> <td style="text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="text-align: right;">一人当たり 坪</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>土地</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	出張所の名称		設置予定地		母店	名 称	所 在 地	出張所との距離	設 置 日	年 月 日	理 由		営 業 日		営 業 時 間		取 扱 業 務		営業所の概要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="width: 70%;">所有・買取・賃借</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td></td> <td style="text-align: right;">新築・買取・賃借</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延面積</td> <td style="text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="text-align: right;">一人当たり 坪</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業室</td> <td style="text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="text-align: right;">一人当たり 坪</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>土地</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物</td> <td></td> </tr> </table>	土地	m ² (坪)	所有・買取・賃借	建物構造		新築・買取・賃借	延面積	m ² (坪)	一人当たり 坪	営業室	m ² (坪)	一人当たり 坪	相手方	土地			建物	
出張所の名称																																							
設置予定地																																							
母店	名 称																																						
	所 在 地																																						
	出張所との距離																																						
設 置 日	年 月 日																																						
理 由																																							
営 業 日																																							
営 業 時 間																																							
取 扱 業 務																																							
営業所の概要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="width: 70%;">所有・買取・賃借</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td></td> <td style="text-align: right;">新築・買取・賃借</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延面積</td> <td style="text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="text-align: right;">一人当たり 坪</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業室</td> <td style="text-align: right;">m² (坪)</td> <td style="text-align: right;">一人当たり 坪</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>土地</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物</td> <td></td> </tr> </table>	土地	m ² (坪)	所有・買取・賃借	建物構造		新築・買取・賃借	延面積	m ² (坪)	一人当たり 坪	営業室	m ² (坪)	一人当たり 坪	相手方	土地			建物																					
土地	m ² (坪)	所有・買取・賃借																																					
建物構造		新築・買取・賃借																																					
延面積	m ² (坪)	一人当たり 坪																																					
営業室	m ² (坪)	一人当たり 坪																																					
相手方	土地																																						
	建物																																						

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新			
	開設費用	土地 取得費	千円（坪当たり	千円）
		保証金	"（	"）
		権利金	"（	"）
賃借料（月）	"（	"）		
建物 建築費	"（	"）		
保証金	"（	"）		
敷金	"（	"）		
賃借料（月）	"（	"）		
	犯罪防止措置 及び 顧客情報管理			
(新設)	業績予想		第1期	第2期
		預金	百万円	百万円
貸出				
損益				
人員	人	人		
<p>(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること</p> <p>2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p>				
別紙様式4-5の4				
出張所の名称				
新所在地				
旧所在地				

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新			
	母店	名 称		
		所 在 地		
		出張所との距離		
	位置変更日	年	月	日
	理 由			
	営 業 日			
	営 業 時 間			
	取扱業務			
	新営業所の概要	土地 建物構造 延面積 営業室 相手方 土地	m ² (坪) m ² (坪) m ² (坪)	所有・買取・賃借 新築・買取・賃借 一人当たり 坪 一人当たり 坪
	開設費用	土地 建物	取得費 保証金 権利金 賃借料 (月) 建築費 保証金 敷 金 賃借料 (月)	千円 (坪当たり 千円) " (" " (" " (" " (" " (" " (" " ("
	犯罪防止措置及び顧客情報管理			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新					
	業績実績・予想	実績 預金 貸出 損益 人員	前々期 百万円 人	前期 百万円 人	見込 百万円 人	第1期 百万円 人 第2期 百万円 人
<p>(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること。また、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>2 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該当する欄に変更前の内容も記載すること</p>						
<p>別紙様式4-5の5</p>						
出張所の名称						
出張所の所在地						
母店	名称					
	所在地					
	出張所との距離					
業務承継店						
廃止日						
理由						

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新			
	廃止後の措置	業務 行員 不動産		
	業 務 実 績 (取引実績)	実 績	前々期 百万円	前 期 百万円
		預金 貸出 損益 人員	人	人
	<p>(注) 1 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</p> <p>2 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</p>			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新
	<p>別紙様式 7-1（外国銀行代理業務に係る認可）</p> <p style="text-align: right;">（第1面） 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理業務に係る認可申請書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第52条の2第1項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>（注）添付書類 （申請者が銀行法施行規則第34条の2第1項に該当する場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足る書面 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 5 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでい

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新								
	<p>る事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面</p> <p>6 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</p> <p>7 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面</p> <p>8 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案</p> <p>9 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>10 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>(申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に該当する場合)</p> <p>1 理由書</p> <p>2 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>3 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <table border="1" data-bbox="1113 975 2159 1350"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1113 975 1527 1082">1. 所属外国銀行の商号及び代表者</td> <td data-bbox="1527 975 2159 1082"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1082 1527 1189">2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数</td> <td data-bbox="1527 1082 2159 1189">従業員 名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1189 1527 1246">3. 所属外国銀行の業務の種類</td> <td data-bbox="1527 1189 2159 1246"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1246 1527 1350">4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図</td> <td data-bbox="1527 1246 2159 1350"></td> </tr> </tbody> </table>	1. 所属外国銀行の商号及び代表者		2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数	従業員 名	3. 所属外国銀行の業務の種類		4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図	
1. 所属外国銀行の商号及び代表者									
2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数	従業員 名								
3. 所属外国銀行の業務の種類									
4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図									

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新																
	<p>5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容</p>																
	<p>（第3面）</p>																
	<p>（別添1：外国銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地</p>																
		<p>商号、名称又は氏名</p>															
	<p>【所属外国銀行名】 (年 月 日現在)</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">取 扱 業 務 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(主たる営業所又は事務所)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	取 扱 業 務 の 内 容	(主たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			
名 称	所 在 地	取 扱 業 務 の 内 容															
(主たる営業所又は事務所)																	
(従たる営業所又は事務所)																	
(従たる営業所又は事務所)																	
(従たる営業所又は事務所)																	
	<p>別紙様式7-2（外国銀行代理業務に係る届出）</p>																
		<p>年 月 日</p>															
	<p>金融庁長官 殿</p>																
		<p>主たる営業所等の所在地</p>															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新												
	<p data-bbox="1509 263 1675 290">商号又は名称</p> <p data-bbox="1509 311 1977 338">氏名（法人にあつては、代表者の氏名）</p> <p data-bbox="1500 359 1924 386">（担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p data-bbox="1456 454 1832 481">外国銀行代理業務に係る届出書</p> <p data-bbox="1115 550 2175 625">外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第52条の2第2項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p data-bbox="1630 689 1659 716">記</p> <table border="1" data-bbox="1115 769 2157 1257"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 769 1568 825">1. 所属外国銀行の商号及び代表者</td> <td data-bbox="1568 769 2157 825"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 825 1568 880">2. 所属外国銀行の役員及び従業員</td> <td data-bbox="1568 825 2157 880"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 880 1568 936">3. 所属外国銀行の業務の種類</td> <td data-bbox="1568 880 2157 936"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 936 1568 1040">4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図</td> <td data-bbox="1568 936 2157 1040"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1040 1568 1200">5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容</td> <td data-bbox="1568 1040 2157 1200"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1200 1568 1257">6. 実行（予定）日</td> <td data-bbox="1568 1200 2157 1257">年 月 日（ ）</td> </tr> </tbody> </table>	1. 所属外国銀行の商号及び代表者		2. 所属外国銀行の役員及び従業員		3. 所属外国銀行の業務の種類		4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図		5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容		6. 実行（予定）日	年 月 日（ ）
1. 所属外国銀行の商号及び代表者													
2. 所属外国銀行の役員及び従業員													
3. 所属外国銀行の業務の種類													
4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図													
5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容													
6. 実行（予定）日	年 月 日（ ）												

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新															
	<p>（別添 1：外国銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 商号、名称又は氏名 【所属外国銀行名】 （年 月 日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">取 扱 業 務 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（主たる営業所又は事務所）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（従たる営業所又は事務所）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（従たる営業所又は事務所）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（従たる営業所又は事務所）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足る書面 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 5 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 6 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面 7 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案 8 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 	名 称	所 在 地	取 扱 業 務 の 内 容	（主たる営業所又は事務所）			（従たる営業所又は事務所）			（従たる営業所又は事務所）			（従たる営業所又は事務所）		
名 称	所 在 地	取 扱 業 務 の 内 容														
（主たる営業所又は事務所）																
（従たる営業所又は事務所）																
（従たる営業所又は事務所）																
（従たる営業所又は事務所）																

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新											
	<p>別紙様式 7-3（所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、銀行法第52条の2の9第1項第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">資本金（出資）の額</td> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td style="text-align: center;">（ 百万円）換算レート1 = 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td style="text-align: center;">（ 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実 行 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	資本金（出資）の額	変 更 後	（ 百万円）換算レート1 = 円	変 更 前	（ 百万円）	実 行 日	年 月 日（ ）		理 由		
資本金（出資）の額	変 更 後		（ 百万円）換算レート1 = 円									
	変 更 前	（ 百万円）										
実 行 日	年 月 日（ ）											
理 由												

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新											
	<p>別紙様式 7-4（所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する商号（又は本店所在地）の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の商号（又は本店所在地）が変更になりましたので、銀行法第52条の2の9第1項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1115 1110 2159 1327"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">商号（本店所在地）</td> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実 行 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	商号（本店所在地）	変 更 後		変 更 前		実 行 日	年 月 日（ ）		理 由		
商号（本店所在地）	変 更 後											
	変 更 前											
実 行 日	年 月 日（ ）											
理 由												

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新									
	<p>別紙様式 7-5（所属外国銀行に関する合併届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する合併届出書</p> <p>所属外国銀行が合併をいたしましたので、銀行法第52条の2の9第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">合併後の 所属外国銀行 に関する事項</td> <td style="text-align: center;">商号及び代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本店所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所属外国銀行の 役員及び従業員の数</td> <td style="text-align: center;">従業員 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所属外国銀行の 業務の種類</td> <td></td> </tr> </table>	合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者		本店所在地		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員 名	所属外国銀行の 業務の種類	
合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者									
	本店所在地									
	所属外国銀行の 役員及び従業員の数		従業員 名							
	所属外国銀行の 業務の種類									

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新	
		<p>所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図</p>
	<p>実 行 日</p>	<p>年 月 日 ()</p>
	<p>理 由</p>	
	<p>(注) 添付書類は7-1を参照すること</p> <p>別紙様式7-6（所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書</p> <p>所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、銀行法第52条の2の9第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: right;">記</p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新				
	<p>所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、銀行法第52条の2の9第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">解散（又は廃業）年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>（注）添付書類 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>別紙様式7-8（所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: right;">所属外国銀行に関する銀行業免許等取り消しに係る届出書</p>	解散（又は廃業）年月日	年 月 日（ ）	理 由	
解散（又は廃業）年月日	年 月 日（ ）				
理 由					

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新				
	<p>所属外国銀行が銀行業の免許を取り消しされたので、銀行法第52条の2の9第1項第5号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1113 528 2157 639"> <tr> <td data-bbox="1113 528 1435 585">免許取消し等年月日</td> <td data-bbox="1435 528 2157 585">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 585 1435 639">理 由</td> <td data-bbox="1435 585 2157 639"></td> </tr> </table> <p>別紙様式7-9（所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書</p> <p>所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、銀行法第52条の2の9第1項第6号</p>	免許取消し等年月日	年 月 日 ()	理 由	
免許取消し等年月日	年 月 日 ()				
理 由					

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新				
	<p>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1115 432 2159 544"> <tr> <td data-bbox="1115 432 1615 488">破産手続開始の申立てを行った年月日</td> <td data-bbox="1615 432 2159 488">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 488 1615 544">破産手続開始の決定を行った年月日</td> <td data-bbox="1615 488 2159 544">年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>別紙様式 7-10（所属外国銀行に関する発行済株式（出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する発行済株式（又は出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の発行済株式（又は出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者に</p>	破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日 ()	破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日 ()
破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日 ()				
破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日 ()				

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新																										
<p>定款の変更 別紙様式 <u>7</u> - 1</p> <p>定款の変更 別紙様式 <u>7</u> - 2</p> <p>定款の変更 別紙様式 <u>7</u> - 3</p> <p>業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>7</u> - 4</p>	<p>変更があったので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 7 号及び施行規則第 34 条の 2 の 34 第 1 項の規定に基づき、下記の通りお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1115 483 2175 798"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">株主（又は出資者）の構成</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>所有株式数（又は出資金額）</th> <th>割合</th> <th>氏名又は名称</th> <th>所有株式数（又は出資金額）</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <th></th> <th>千株 （百万円）</th> <th>%</th> <th></th> <th>千株 （百万円）</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7"> </td> </tr> </tbody> </table> <p>定款の変更 別紙様式 <u>8</u> - 1</p> <p>定款の変更 別紙様式 <u>8</u> - 2</p> <p>定款の変更 別紙様式 <u>8</u> - 3</p> <p>業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>8</u> - 4</p>	株主（又は出資者）の構成	変更前			変更後			氏名又は名称	所有株式数（又は出資金額）	割合	氏名又は名称	所有株式数（又は出資金額）	割合		千株 （百万円）	%		千株 （百万円）	%							
株主（又は出資者）の構成	変更前			変更後																							
	氏名又は名称		所有株式数（又は出資金額）	割合	氏名又は名称	所有株式数（又は出資金額）	割合																				
		千株 （百万円）	%		千株 （百万円）	%																					

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新
業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>7</u> －5	業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>8</u> －5
業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>7</u> －6	業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>8</u> －6
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －1	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －1
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －2	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －2
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －3	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －3
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －4	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －4
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －5	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －5
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －6	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －6